

# 株 主 各 位

神戸市中央区港島中町七丁目 2 番 1 号

## T O A 株 式 会 社

代表取締役社長 吉 川 隆 典

### 第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年6月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成20年6月27日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 神戸市中央区港島中町七丁目 2 番 1 号  
当社本店 XEBEC (ジーベック) ホール
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第60期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第60期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- |       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件                         |
| 第2号議案 | 定款一部変更および当社株式の大規模な買付行為への対応方針承認の件 |
| 第3号議案 | 取締役4名選任の件                        |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件                        |

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎招集通知添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合には、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.toa.co.jp/profile/ir/kabu.htm>) に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

## 事業報告

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における日本経済は、堅調な企業収益を背景とした設備投資の増加や雇用情勢の改善などにより、景気は緩やかな拡大基調を辿りました。一方で原油価格の高騰の影響や米国経済の減速懸念など年度後半からは、景気の先行きに不透明感が漂っています。当業界におきましても官公庁需要の低迷や原材料価格の高止まりなど、引き続き厳しい経営環境が続いております。

海外においては、アメリカ地域では金融不安による景気低迷により、市場環境は厳しい状況が続いております。ヨーロッパ地域およびアジア地域においては、需要が拡大傾向にあり、特に北京オリンピックの開催に沸く中国をはじめベトナム、タイ、インドネシアなどのアセアン諸国の需要拡大が目立っています。

このような状況の中で、当社グループは、音響分野、セキュリティ分野とも新商品の投入により、販売の拡大を図ってまいりました。また生産面では、原材料価格の高騰が続く中、国内生産拠点における生産性の向上、海外生産の拡大などによるコスト競争力の強化に引き続き注力してまいりました。

この結果、当連結会計年度の国内売上高は、24,137百万円（前連結会計年度比864百万円、3.7%増）となりました。また、海外売上高は、13,372百万円（前連結会計年度比1,800百万円、15.6%増）となり、当連結会計年度の売上高は、37,509百万円（前連結会計年度比2,665百万円、7.6%増）となりました。

また、利益面では、営業利益は4,212百万円（前連結会計年度比570百万円、15.7%増）、経常利益は4,107百万円（前連結会計年度比351百万円、9.3%増）、当期純利益は2,029百万円（前連結会計年度比368百万円、15.4%減）の実績となりました。なお、当連結会計年度において、当社が保有している関係会社株式の減損処理を行なったことにより、連結計算上、のれんの一括償却額497百万円を特別損失に計上し、当期純利益が減少しました。

#### 【音響セグメント】

国内販売は、堅調な民間需要に支えられ推移しました。特に大規模商業施設のリニューアルおよび増築需要が増加しました。また、金融機関関連、倉庫などの物流関連が伸び、大都市圏を中心とした新築マンション需要、オフィスビルのリニューアル需要も堅調に推移しました。

海外販売は、アメリカ地域ではBGM用やページング用アンプが全米の大手チェーン店舗への採用などで順調に伸びております。ヨーロッパ地域ではスリムラインアレイスピーカーが中・大型施設への採用が進み販売に寄与し、赤外線会議システムの引合いも堅調で、非常用放送設備も拡大傾向にあります。アジア地域においても非常用放送設備の販売が中小物件の獲得により順調に推移し、特にアセアン地域では仕様化活動の強化により物件獲得数が増加しております。

生産面ではインドネシアや中国、台湾での生産拡大を継続し、国内生産とともにコストの低減を図っております。また、平成19年6月にインドネシアにアンプ系列商品を製造する生産子会社を設立し、インドネシア市場を中心として、地域に密着した商品開発・生産をスピーディーに行い、またアセアン地域内の輸出向けに、主に普及型アンプ系列商品の生産を行う体制を整備しました。

これらの結果、音響セグメントの連結売上高は28,740百万円（前連結会計年度比2,031百万円、7.6%増）営業利益は5,661百万円（前連結会計年度比632百万円、12.6%増）となりました。

#### 【セキュリティセグメント】

海外メーカーをはじめ競合他社との厳しい価格競争が続いていますが、郵政民営化関連需要の受注により、売上は大きく伸長し、また、商業施設、マンション、金融機関などへの売上も順調に推移しました。

生産面では、ベトナムで生産を拡充し、国内生産とともにコスト低減を図っております。

主な新商品としては、業界初のオールインワン壁掛型防犯カメラ用「壁掛型デジタルレコーダー」の機能を拡充し、ネットワーク接続に対応した新機種を発売しました。また、オフィスビルや工場などのセキュリティシステム、駅・空港などの交通施設、多店舗展開するチェーン店での遠隔監視など、広域多地点での監視用途に最適な「ネットワークコンビネーションカメラ」の新機種を発売、さらに高機能・低価格の防犯カメラシステム「コンパクトヴィ」シリーズの新機種18機種を発売し、シリーズのリニューアルを実施しました。

これらの結果、セキュリティセグメントの連結売上高は8,295百万円（前連結会計年度比637百万円、8.3%増）、営業利益は1,322百万円（前連結会計年度比210百万円、19.0%増）となりました。

## (2) 設備投資と資金調達の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資は、主に試験研究設備の充実・更新、金型などの経常的投資を実施しました。この総額は644百万円であり、自己資金により充当しました。

### (3) 財産および損益の状況の推移

区 分	第57期 平成17年3月期	第58期 平成18年3月期	第59期 平成19年3月期	第60期 (当連結会計年度) 平成20年3月期
売 上 高(千円)	31,862,382	33,308,692	34,844,523	37,509,996
経 常 利 益(千円)	4,061,846	4,036,375	3,756,624	4,107,729
当 期 純 利 益(千円)	2,543,306	2,629,632	2,398,021	2,029,884
1株当たり当期純利益(円)	71.91	74.31	69.07	58.49
総 資 産(千円)	32,156,754	35,488,864	36,611,708	37,476,994
純 資 産(千円)	22,706,965	25,596,278	27,734,960	28,731,084
1株当たり純資産額(円)	652.05	735.67	779.36	807.16

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

### (4) 対処すべき課題

次期の国内外の経済環境は、米国経済の減速懸念による影響や為替の急激な変動、原油や原材料価格の高騰など依然として不透明な状況が続くものと予想されます。当業界におきましては、官公庁需要の縮小などによる競合他社との競争が一層激しさを増すものと思われれます。

このような環境の中、国内では、防犯、防災意識の高まりによるセキュリティ需要の獲得を引き続き強化するとともに、国・地方自治体が主体となって進めている“防災行政無線”“市町村防災”需要に向けて、新商品のIP告知端末を利用したシステム提案を進め、さらなる需要開拓を目指してまいります。また、海外においては、各地域におけるプロモーション、新規流通開拓とも併せて市場に適合した新商品の導入を図ってまいります。

生産面においては、引き続き生産性の向上とコスト競争力の強化に取り組み、利益の確保に努めてまいります。

## (5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
アコース株式会社	80,000千円	100%	音響関連製品の開発および生産
パスコ株式会社	10,000千円	100%	音響関連製品の開発および生産
タケックス株式会社	35,000千円	100%	セキュリティ関連製品の開発および生産
TOAエンジニアリング株式会社	50,000千円	100%	音響関連およびセキュリティ関連製品のエンジニアリングおよび施工
株式会社ジーベック	30,000千円	100%	ソフト企画制作、音響ホール・スタジオ等の管理、運営
TOA ELECTRONICS, INC.	US\$ 2,000千	100%	米国における当社製品の販売
TOA CANADA CORPORATION	CAN\$ 1,450千	100%	カナダにおける当社製品の販売
TOA CORPORATION (UK) LIMITED	STG£ 1,500千	100%	英国における当社製品の販売
TOA Electronics Europe G.m.b.H.	ユーロ 512千	100%	欧州における当社製品の販売
TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION	NT\$ 20,000千	100%	台湾における当社製品の販売
TOA (HONG KONG) LIMITED	HK\$ 1,500千	100%	中国・香港における当社製品の販売
TOA (CHINA) LIMITED.	US\$ 200千	100%	中国における当社製品の販売
TOA ELECTRONICS PTE LTD	S\$ 170千	100%	アジア、オセアニアにおける当社製品の販売
TOA ELECTRONICS (M) SDN. BHD.	RM 1,000千	100% (100%)	マレーシアにおける当社製品の販売
BBM ELECTRONICS GROUP LIMITED	STG£ 1,100千	100%	英国におけるワイヤレス関連製品の製造および販売
TOA VIETNAM CO.,LTD.	US\$ 1,100千	100%	セキュリティ関連製品の生産
PT. TOA GALVA INDUSTRIES.	RP45,460,000千	49%	音響関連製品の製造およびインドネシアにおける当社製品の販売
PT. TOA GALINDRA ELECTRONICS.	RP 7,280,000千	47% (47%)	音響関連製品の生産
得洋電子工業股份有限公司	NT\$ 35,000千	34%	音響関連製品の生産
得技電子(深圳)有限公司	RMB 17,091千	49%	音響関連製品の生産

- (注) 1. 当社の出資比率欄の( )内は、間接出資比率を内数として表示しております。  
 2. PT. TOA GALVA INDUSTRIESは、平成19年5月31日付でRP 5,460,000千(当社出資比率49%)増資し、資本金は上記のとおりとなっております。  
 3. PT. TOA GALINDRA ELECTRONICSは、平成19年6月に当社連結子会社PT. TOA GALVA INDUSTRIESからの95%出資を行い、当社の連結子会社として設立いたしました。  
 4. TOA ELECTRONICS (M) SDN. BHDは、平成20年3月に当社連結子会社TOA ELECTRONICS PTE LTDからの100%出資を行い、当社の連結子会社として設立いたしました。  
 5. アコース株式会社は、平成20年10月1日をもって、パスコ株式会社を吸収合併することを予定しております。

## (6) 主要な事業内容

拡声放送機器、プロサウンド機器、通信機器、映像機器、その他情報伝達機器の製造・販売を主な事業としており、各セグメント別の主な製品は次のとおりであります。

事業区分		主要な製品
音響セグメント	拡声放送機器	マイクロホン、アンプ、スピーカー等の業務用および非常用放送システム
	プロサウンド機器	プロ用サウンドシステム、劇場・ホール音響システム、デジタルミキシングシステム
	通信機器	インターカムシステム、ワイヤレスマイクロホンシステム、連絡用無線システム
セキュリティセグメント	映像機器	監視用テレビ・カメラシステム (カメラ、モニターテレビ、スイッチャー等)
その他		音ソフト制作、消音他

(7) 主要な営業所および工場

- ① 当社  
本社 (神戸市……………海外営業・管理部門)  
宝塚事業場 (兵庫県宝塚市…生産・開発部門)  
国内販売事業所 (仙台市・東京都江東区・名古屋市・大阪市・広島市・福岡市  
を主拠点とし全国31か所)
- ② 子会社  
国内生産拠点 アコース株式会社 (滋賀県米原市)、  
パスコ株式会社 (京都府綾部市)、  
タケックス株式会社 (佐賀県武雄市)
- 国内エンジニアリング等拠点 TOA エンジニアリング株式会社 (東京都江東区)、  
株式会社ジーバック (神戸市)
- 海外販売拠点 TOA ELECTRONICS, INC. (米国)、  
TOA CANADA CORPORATION (カナダ)、  
TOA CORPORATION(UK) LIMITED (英国)、  
TOA Electronics Europe G.m.b.H. (ドイツ)、  
TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION (台湾)、  
TOA (HONG KONG) LIMITED (香港)、  
TOA (CHINA) LIMITED. (中国)、  
TOA ELECTRONICS PTE LTD (シンガポール)、  
TOA ELECTRONICS (M) SDN. BHD. (マレーシア)、  
BBM ELECTRONICS GROUP LIMITED (英国)
- 海外生産拠点 TOA VIETNAM CO.,LTD. (ベトナム)、  
PT. TOA GALVA INDUSTRIES. (インドネシア)、  
PT. TOA GALINDRA ELECTRONICS. (インドネシア)、  
得洋電子工業股份有限公司 (台湾)、  
得技電子(深圳)有限公司 (中国)

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

	従業員数	前期末比増減
当 社	712名	27名増
国内生産拠点	249名	3名減
国内エンジニアリング等拠点	115名	1名増
海外販売拠点	184名	20名増
海外生産拠点	1,364名	167名増
合計	2,624名	212名増

(注) 従業員数には契約社員・パートタイマー・嘱託契約の従業員を含み派遣社員を除いております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
712名	27名増	40.6歳	17.1年

(注) 1. 当社の従業員数には、当社から子会社への出向者を除いており、当該出向者は出向先拠点の従業員数に含めております。  
2. 従業員数には契約社員・パートタイマー・嘱託契約の従業員を含み派遣社員を除いております。

(9) 主要な借入先

借入先	借入額
明治安田生命保険相互会社	30,000千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	95,242千円
インドネシアみずほコーポレート銀行	61,886千円
株式会社みずほコーポレート銀行	41,094千円

(10) その他企業集団に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。



## 2. 会社の株式に関する事項

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 78,820,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 35,536,635株 |
| (3) 株主数      | 3,736名      |
| (4) 大株主      |             |

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
中谷忠子	2,658 千株	7.66 %
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,721	4.96
井谷憲次	1,593	4.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,551	4.47
シスメックス株式会社	1,457	4.20
TOA取引先持株会	1,430	4.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,380	3.98
株式会社三井住友銀行	1,188	3.43
財団法人中谷電子計測技術振興財団	1,040	3.00
日興シティ信託銀行株式会社(投信口)	1,006	2.90

(注) 出資比率は、自己株式数(838,202株)を控除して算出しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 当事業年度末日における取締役および監査役

地 位	氏 名	担当または他の法人等の代表状況等
取締役社長 (代表取締役)	吉 川 隆 典	
取 締 役 (常務執行役員)	西 浦 進	セキュリティ開発本部長、 BBM ELECTRONICS GROUP LIMITED 取締役(会長)
取 締 役 (常務執行役員)	川 野 兼 義	技術本部長
取 締 役 (常務執行役員)	井 谷 憲 次	S C M本部長、オーディオ開発本部長
取 締 役 (執行役員)	竹 内 一 弘	営業本部長
監 査 役 (常 勤)	齊 藤 秀 也	
監 査 役	井 上 尚 雄	
監 査 役	細 川 喜 信	細川・的場法律事務所 所長

- (注) 1. 監査役井上尚雄氏および細川喜信氏は、社外監査役であります。  
 2. 監査役齊藤秀也氏は、当社の経理部長の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 3. 監査役井上尚雄氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 監査役細川喜信氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

##### (2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

・就任

平成19年6月28日開催の第59回定時株主総会において、竹内一弘氏が取締役に選任され、就任いたしました。

・退任

取締役撫佐和夫氏は、平成19年8月26日逝去いたしました。

##### (3) 当事業年度中の取締役の地位および担当等の異動

氏 名	新	旧	異動年月日
井 谷 憲 次	S C M本部長、 オーディオ開発本部長	S C M本部長	平成19年10月1日

#### (4) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員 (名)	報酬額 (千円)
取 締 役	6	128,900
(うち社外取締役)	(一)	(一)
監 査 役	3	29,850
(うち社外監査役)	(2)	(8,850)
計	9	158,750

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 報酬等の額のほか、平成16年6月29日開催の第56回定時株主総会で「退任取締役に對する退職慰労金贈呈および役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件」が承認されました。それに伴い平成16年6月29日時点の取締役(退任取締役3名を除く)2名に対し総額56,700千円、監査役(退任監査役1名を除く)2名に対し総額6,600千円(うち社外監査役1名に対し総額400千円)がそれぞれ退任時に支払われることとなります。
3. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額3億円以内であります。(平成18年6月29日開催の第58回定時株主総会決議)
4. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額1億円以内であります。(平成18年6月29日開催の第58回定時株主総会決議)

#### (5) 社外役員に関する事項

##### ・ 監査役

- ① 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況等  
該当事項はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	井 上 尚 雄	当事業年度開催の取締役会16回のうち全てに、また監査役会11回のうち全てに出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	細 川 喜 信	当事業年度開催の取締役会16回のうち全てに、また監査役会11回のうち全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

##### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

監査法人 トーマツ

### (2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 額
①当事業年度に係る会計監査人としての報酬額	29,000千円
②当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,200千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、国際的な会計・税務に関する相談業務を委託しております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が取締役会に対して会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議するように請求いたします。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月1日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」について、次のとおり決議いたしました。

なお、当社は、その整備状況および金融商品取引法の施行を踏まえて、平成20年3月14日開催の取締役会において、一部改訂の決議をいたしました。

#### 【内部統制基本方針】

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに金融商品取引法に基づき、以下のとおり当社の業務の適正および財務報告の信頼性を確保するための体制を整備する。

#### 1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および従業員が法令および定款を順守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、取締役会は「企業倫理規範」を制定する。また、その徹底を図るため、コンプライアンス部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に教育等を行う。

監査室は、コンプライアンス部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締り役会および監査役会に報告されるものとする。

法令上疑義のある行為等について、従業員が直接通報することができる手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置し運営する。

反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。

#### 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書管理規定に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役および監査役は、文書管理規定により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

#### 3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

コンプライアンス、財務、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび安全保障輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインを制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社対応は危機管理委員会が行うものとする。

#### 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役および従業員が共有する全社的な目標を定め、その目標達成のために各部門の具体的な目標および会社の権限を分配する。

- (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項について事前に取締役によって構成される経営戦略会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
  - (3) 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務執行規定で定め、職務分掌規定、権限規定において、それぞれの責任者および責任、執行手続の詳細について定めることとする。
- 5) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業すべてに適用する行動指針として、「グループ企業倫理規範」を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規定を定めるものとする。経営管理については、グループ会社経営管理基本方針を定め、グループ会社管理規定に従い、当社への決裁・報告制度によるグループ会社経営の管理を行うものとし、必要に応じて内部監査を行うものとする。
  - (2) グループ会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、監査室またはコンプライアンス部に報告するものとする。  
監査室またはコンプライアンス部は直ちに取締役会および監査役に報告するとともに、意見を述べるができるものとする。
- 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、上記使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役は、監査室所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。  
監査室は、監査役との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告する。
- 7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
取締役または従業員は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を整備する。
- 8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役に対して各取締役および必要な従業員からの個別のヒヤリングの機会を設けるとともに、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で定期的意見交換会を開催する。
- 9) 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社は、財務報告の信頼性確保および金融庁より平成18年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、

その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法およびその他関係法令等の適合性を確保する。

## (2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成20年2月15日開催の取締役会において、「当社株式の大規模な買付行為への対応方針（買収防衛策）」について、次のとおり決議いたしました。

### 【当社株式の大規模な買付行為への対応方針（買収防衛策）】

当社は、今般、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）をとりまとめ、平成20年2月15日開催の当社取締役会において、以下のとおり決定しましたので、お知らせします。

本対応方針を決定した当社取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役3名全員が出席し、監査役全員が、本対応方針の具体的な運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べました。

なお、本対応方針は、平成20年2月15日開催の当社取締役会決議をもって同日より発効しております。ただし、本対応方針の重要性に鑑み、当社株主の皆様のご意思を反映させるため、平成20年6月下旬開催予定の定時株主総会において本対応方針について承認を得るものとしております。本対応方針は、株主総会の承認が得られた場合には、3年間継続され、もし承認が得られなかった場合には、廃止されることとなります。また、その後3年毎に定時株主総会において継続の可否について承認を得るものとします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）ならびに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）または、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（ただし、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）または、

- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）および総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

## 1. 大規模買付ルールの必要性

### (1) 当社の大規模買付行為に対する考え方

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。従いまして、当社取締役会としては、株主の皆様の判断に資するために、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示することが必要と考えます。また、必要に応じて、大規模買付者と交渉したり、株主の皆様へ代替案を提示することも必要と考えます。

また、平成19年9月30日現在、当社の創業関係者の保有する株式を合計すると、当社の発行済株式の約20%になりますが、既に相当の分散化が進んでおり、今後当社株式に対して企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するような大規模買付行為がなされる可能性は否定できず、大規模買付行為が発生した場合に、株主の皆様のために必要な情報や時間を確保する重要性は他社となら変わらないことから、当社取締役会は事前の対応策の導入が必要であると考えます。

### (2) 当社の状況

■ “機器ではなく音を買っていただく”それが、T O Aの経営理念です。

当社は1934年の創業以来、業務用・プロ用の音響設備とセキュリティ設備の専門メーカーとして、神戸の地から100ヶ国を超える世界の国々へ商品を送り続けてきました。当社と子会社19社（平成20年2月15日現在）で構成されるT O Aグループでは、長年培った技術力やノウハウを武器に、商品の企画・開発から生産、販売、運営に至るまでの業務を一貫して手掛けています。“音”や“安全”を通じ、快適な暮らしを皆様にお届けできるよう、音響、映像、ネットワークなどの分野でさらに技術力を高め、より良い商品を作り続けてまいります。

■ セキュリティセグメント

このセグメントでは、防犯カメラシステムを中心とした防犯機器を扱っています。治安の悪化に伴い、防犯機器の需要は銀行や商店などから、街頭、マンション、学校などへと広がりつつあります。社会の安全を支えるこの分野を、当社では成長事業と位置付けています。

自然災害への対策も、このセグメントの重要な使命です。河川の氾濫に備えた監視システムがその一例です。カメラで水位を監視し、ネットワーク経由で情報を防災施設へ集約し、危険度が高まれば音声避



難誘導システムを稼働させ、人々を安全な場所へと導きます。音響、映像、通信における技術力・総合力が不可欠な、当社だからこそ実現できる分野です。

#### ■音響セグメント

TOAは、世界でも稀な“音”の専門メーカーです。駅やデパートのアナウンス設備や、コンサートホールのアンプ・スピーカーなど、多彩な音響機器を通じて快適な日常を支えています。例えば、高度な音響システム技術が必要な空港の放送設備です。国内でシェア90%以上を確保し、海外でも英国ヒースロー空港など多くの空港への納入実績があります。火災などを知らせる非常用放送設備でも国内トップシェアを誇っております。大型複合商業施設の放送設備、国会や地方議会の議場用システムなど、新たな分野にも積極的に進出しています。

1934年に当時の先端音響機器・マイクロホンを手掛け始め、54年には世界初の「電気メガホン」を世に送り出したTOAは、これからも、常に最先端の音響技術を追求めます。

#### ■企業価値向上に向けて

近年、特にセキュリティセグメントで競争が一段と激化するなど、当社グループの事業環境は厳しさを増しています。しかしながら、当社グループでは、私たちにしかできない独自のフィールドを開拓することで、株主の皆様のご期待に応えていく所存です。

当社および当社グループは、今後も中長期的な視野に立ち、変革を続けていく中で、変えてはならない当社の技術力とモノづくりへのこだわりの継承を大きな強みとして、技術力の拡大、蓄積、創造をかさね、クオリティの高い製品とサービスを提供し、企業価値のさらなる向上を目指してまいります。

### (3) 情報開示の必要性

以上のような事業を遂行している当社および当社グループの経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに国内外の顧客・取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた良好な関係を維持し促進することが重要な要素になります。株主の皆様にとっても、これらの点に関する十分な情報や理解がなくては、将来実現することのできる企業価値・株主共同の利益を適正に判断することは困難であると考えます。当社は、平素より、当社株式の適正な価値を投資家の皆様にご理解いただくよう努めておりますものの、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提案が当社の企業価値・株主共同の利益を高めるものか、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等、大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆様は短期間の内に適切に判断していただくためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠と考えます。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社および当社グループに与える影響や、当社および当社グループの従業員、顧客および取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社および当社グループの経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、大規模買付者の提案が当社の企業価値・株主共同の利益を高めるものか否かを考慮し、継続保有の是非を検討していただくうえで重要な判断材料となると考えます。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行

為についてどのような意見を有しているのか、より当社の企業価値・株主共同の利益を高める代替案がありうるかといった点も、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、まず、大規模買付者が、事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を提供すべきであると考えます。また、当社取締役会も、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、後述の独立委員会からの勧告や外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成して公表いたします。さらに、当社取締役会が必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示を行うこともあります。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案に対する諾否を検討すること（もし代替案が当社取締役会から提示された場合には、大規模買付者の提案と代替案との優劣を検討すること）が可能となり、大規模買付者の提案に対する最終的な諾否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の取得と検討の機会を得られることとなります。

当社取締役会は、大規模買付行為が、このような考え方を具現化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値・株主共同の利益に合致すると考え、下記2. のとおり事前の情報提供に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することといたしました。なお、現時点において、当社は、特定の第三者から大規模買付けを行う旨の通告や買取提案を受けておりません。

## 2. 大規模買付ルールの内容

### (1) 情報の提供

当社取締役会が設定する大規模買付ルールの骨子は、①大規模買付者は、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対して予定する大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会は、一定の評価期間内に当該大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見をまとめて公表し、③大規模買付者は、①②の手續後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただきます。当社取締役会は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、当社株主の皆様判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付します。大規模買付者には、当社取締役会に対して、本必要情報を提供していただきます。本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容などによって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、準共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社およ

び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)

- ②大規模買付行為の目的および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の実現可能性等を含みます。)
- ③当社株式の取得対価の算定根拠および取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ④当社および当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑤当社および当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑥その他個別具体的な事案において、当該大規模買付行為に対する当社株主の皆様の諾否の判断および当社取締役会の意見形成に必要な情報

なお、本必要情報として提供された情報が十分と認められた場合はその旨を公表します。

また、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

## (2) 取締役会による評価と意見の公表

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、最大60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または最大90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設け、その取締役会評価期間を公表し、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は独立委員会（後記3. (3)）に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言および監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめて公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、または、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

## 3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守する場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守する場合、当社取締役会は、大規模買付者から提供を受けた情報を総合的に考慮・検討した結果、当

該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資すると判断したときは、その旨の意見を表明します。他方、当該大規模買付行為に疑義や問題点があると考えたときは、当該買付提案について反対意見を表明し、または、代替案を提案します。これらの場合には、当社取締役会は、当社株主の皆様に対して、当該買付提案に対する諾否の判断に必要な判断材料を提供させていただくとどめ、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もともと、大規模買付ルールが順守された場合であっても、当社取締役会において、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときには、当社取締役会は当社株主の皆様を守るために、当該大規模買付行為に対する対抗措置として無償割当てによる新株予約権を発行する場合があります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと判断します。かかる場合に該当するか否かを判断するについては、外部専門家等および監査役の意見を参考に提供された本必要情報を十分に評価・検討したうえ、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。また、対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙1に記載のとおりです。

- ①次の(i)から(iv)までに掲げる行為等により企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買取行為を行う場合
  - (i)株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
  - (ii)会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買取者の利益を実現する経営を行うような行為
  - (iii)会社の資産を買取者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - (iv)会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- ②強圧的二段階買取（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買取行為を行う場合
- ③大規模買付者による支配権取得により、従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれる場合
- ④買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付方法の適法性、買付等の後における当社の従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分または不適当な買付等である場合

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを順守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、無償割当てによる新株予約権の発行を内容とする対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、対抗措置の発動を決定後に、大規模買付者が買付ルールを順守する旨を表明した場合は、対抗措置の発動を取り消します。

大規模買付者が大規模買付ルールを順守したか否かの認定および対抗措置の発動の適否・内容については、外部専門家等の助言および監査役の見解も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙1に記載のとおりです。

(3) 独立委員会の設置

本対応方針において、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲の決定、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しているか否かの認定、大規模買付行為が企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否かの認定、対抗措置の要否およびその内容の決定等については、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。当社取締役会は、かかる独立委員会（注4）に対して上記の問題を必ず諮問することとし、独立委員会は、諮問を受けた事項について審議し、その結果に応じて、当社取締役会に対して必要な勧告をすることとします。独立委員会は、その勧告の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。また、当社の取締役、監査役、従業員等に独立委員会への出席を要求したり、必要な情報について説明を求めたりすることができるものとします。独立委員会の勧告は公表することとし、当社取締役会はかかる勧告を最大限尊重するものとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動について決議を行うに際して、必ず独立委員会の勧告手続を経なければならないものとし、かつ独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。これにより、独立委員会が取締役会の判断の客観性、公正性および合理性を確保する手段として機能するよう位置付けています。また、取締役会の決定に際しては、当社監査役の見解も参考にし、決定することとし、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性をより高めるようにいたします。

注4：独立委員会

独立委員会は、当社取締役会から独立した第三者機関として、本対応方針が取締役の保身のために利用されることがないように監視するとともに、企業価値・株主共同の利益を損なう買収を抑止するという働きを担います。独立委員会の概要は、別紙2のとおりです。

独立委員会は、社外監査役・弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者等計3名以上の独立委員で構成されます。なお、本方針の導入時の独立委員会委員の氏名および略歴は、別紙3のとおりです。

#### 4. 株主・投資家に与える影響等

##### (1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社の企業価値・株主共同の利益の維持・向上の観点から、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に対する諾否をご判断いただくために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の当該大規模買付行為に対する意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、適切かつ十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切かつ合理的なご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

##### (2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合および大規模買付ルールを順守しているものの当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、無償割当てによる新株予約権の発行を内容とする対抗措置をとることがあります。具体的な対抗措置の概要は別紙1に記載のとおりですが、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当該大規模買付者についても、新株予約権の無償割当ておよび当社取締役会の承認する第三者への譲渡は認められておりますので、経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および当社株式が上場している各証券取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として別紙1に記載の新株予約権の無償割当てを実施した場合には、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）には、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、株主名簿への記載・記録（いわゆる名義書換）が未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の無償割当ての基準日までに、株主名簿への記載・記録を完了していただく必要が

あります（ただし、証券保管振替機構預託株式会社については、上記手続は必要ありません）。

なお、新株予約権の無償割当ての基準日以後においても、例えば、大規模買付者が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、本新株予約権の無償割当てを中止し、または、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、その旨の情報を公表します。

また、本新株予約権の無償割当ての中止、または、本新株予約権の取得を行った場合には、1株当たりの株式の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

## 5. 大規模買付ルールの有効期限等

本対応方針の有効期限は、平成20年6月下旬開催予定の定時株主総会終結の時までとします。上記定時株主総会において、本対応方針の継続について株主の皆様のご承認が得られた場合は、当該定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時まで3年間有効期間が延長されるものとし、以後も同様とします。もし承認が得られなかった場合には、その時点で廃止されることとなります。

また、当社取締役会は、株主全体の利益保護の観点から、会社法および金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本対応方針を随時見直していく所存です。

本対応方針はその有効期間中であっても、当社の株主総会または取締役会で本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。したがって、本対応方針は株主の皆様のご意向に従って、これを廃止させることができます。

また、当社取締役会は、本対応方針の有効期間中であっても、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本対応方針を修正または廃止する場合があります。本対応方針を修正または廃止することを決定した場合、その旨を速やかにお知らせします。

## 6. 本対応方針の合理性

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

### (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上記1.にて記載したとおり、大規模買付行為がなされた際に、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、取締役会決議により導入されるものですが、そのことについての株主の皆様のご意思を確認させていただくため、平成20年6月開催予定の定時株主総会において本対応方針の承認を議案として上程し、株主の皆様のご承認を得ることができない場合には、本対応方針はその時点で終了することになります。また、本対応方針は、上記5.にて記載したとおり、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により廃止することが可能です。このように、本対応方針には、株主の皆様のご意思が十分に反映されることとなっております。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本対応方針は、上記3.(1)(2)にて記載したとおり、大規模買付者による買付提案に応じるか否かが、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきであることを原則としており、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されております。このように、本対応方針は取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本対応方針の導入にあたり、取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、対抗措置の発動および本対応方針の廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、上記3.(3)に記載したとおり、独立委員会が、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがあるか否か等を評価、検討し、取締役会に対して勧告を行い、取締役会はその勧告を最大限尊重して決議を行うこととします。このように、独立委員会によって、取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(6) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記5.に記載したとおり、本対応方針は、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。

従って、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

なお、平成19年9月30日現在の株主の状況は別紙4に記載のとおりです。

以上



## 新株予約権概要

## 1. 新株予約権付与の対象となる株主および発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

## 3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

## 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める金銭とする。ただし、下記7.の取得条項が定められた場合には、当社取締役会が取得の対象として決定した新株予約権を保有する株主は、新株予約権の行使に際して出資すべき金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式を受領することになる。

## 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権は譲渡することができる。ただし、当社取締役会の承認を要する。

## 6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## 7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以上

## 独立委員会の概要

### 1. 構成員

当社取締役会により委嘱を受けた当社社外監査役・弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者等、3名以上で構成される。当初の構成員は、井上尚雄氏、細川喜信氏、安藤猪平次氏の3名とし、その任期は平成20年2月15日から平成23年6月開催予定の定時株主総会の終結の時までとする。ただし、平成20年6月下旬開催予定の定時株主総会において本対応方針の継続が承認されなかった場合は、その株主総会終結の時までとする。構成員の任期は、当初の構成員を除き、選任された日から3年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとし、重任を妨げない。

### 2. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、独立委員会の全員が出席できない場合には、独立委員会の決議は、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。なお、独立委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には、取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

### 3. 決議事項その他の権限と責任

独立委員会は、以下の各号に記載された事項について取締役会の諮問がある場合には、これを検討のうえ自らの意見を決定し、その決定内容をその理由を付して当社取締役会に勧告ないし助言する権限と責任を有する。独立委員会の各委員は、上記の責任を果たすうえで、会社に対して善管注意義務を負い、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点から自らの意見を決定することを要し、専ら自らまたは当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

- ①大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の存否
- ②大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲
- ③大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
- ④大規模買付者による大規模買付行為に対する当社取締役会の代替案の適否の検討
- ⑤本新株予約権の発行（無償割当てを含む）または不発行
- ⑥大規模買付ルールの維持・見直し・廃止
- ⑦対抗措置の発動の要否および内容
- ⑧その他大規模買付ルール、本新株予約権、大規模買付行為に関連し、当社取締役会が判断すべき事項について、取締役会が独立委員会にその意見を諮問することを決定した事項

また、独立委員会は、自らの意見の決定に際して適切な判断を確保するために必要かつ十分な情報収集に努めなければならないものとし、当社の費用で独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員の氏名および略歴

【氏名】 井上 尚雄 (いのうえ ひさお)

【略歴】 昭和 7 年 11 月 27 日生

昭和 30 年 5 月 公認会計士福田憲弥事務所入所

昭和 37 年 4 月 税理士登録

昭和 41 年 12 月 同事務所退所

昭和 42 年 1 月 税理士井上尚雄事務所開設

平成 15 年 6 月 当社社外監査役 (現任)

【氏名】 細川 喜信 (ほそかわ よしのぶ)

【略歴】 昭和 7 年 8 月 1 日生

昭和 39 年 4 月 弁護士登録

昭和 41 年 4 月 細川喜信法律事務所開設

昭和 61 年 4 月 大阪弁護士会副会長就任

昭和 63 年 4 月 細川・的場法律事務所と改名

平成 18 年 6 月 当社社外監査役 (現任)

【氏名】 安藤 猪平次 (あんどう いへいじ)

【略歴】 昭和 11 年 10 月 18 日生

昭和 41 年 4 月 弁護士登録

昭和 52 年 4 月 神戸地方裁判所調停委員 (現任)

昭和 53 年 4 月 神戸 (兵庫県) 弁護士会副会長 (1 年)

昭和 54 年 4 月 兵庫県建築紛争審査委員会 (昭和 62 年 3 月迄)

昭和 62 年 10 月 兵庫県 (地方) 労働委員会公益委員 (平成 17 年 6 月迄)

平成 6 年 4 月 神戸 (兵庫県) 弁護士会会長 (1 年)

平成 10 年 4 月 日本弁護士連合会副会長 (1 年)

平成 12 年 2 月 兵庫県 (地方) 労働委員会会長 (平成 17 年 6 月迄)

以上

## 大株主の状況

順位	氏名または名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
1	中谷 忠子	2,658	7.48
2	株式会社三菱東京UFJ銀行	1,721	4.84
3	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,627	4.58
4	井谷 憲次	1,593	4.48
5	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,586	4.46
6	シスメックス株式会社	1,457	4.10
7	TOA取引先持株会	1,405	3.95
8	株式会社三井住友銀行	1,188	3.35
9	財団法人中谷電子計測技術振興財団	1,040	2.93
10	日興シテイ信託銀行株式会社(投信口)	1,002	2.82
	合計	15,279	43.00

(注) スパークス・アセット・マネジメント株式会社から平成19年12月6日付で提出された変更報告書により、平成19年11月30日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成19年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名または名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
スパークス・アセット・マネジメント株式会社	2,339	6.58

以上

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元の充実を経営の優先課題の一つとして位置づけております。利益配分に関しましては、安定的な配当を基本におくとともに、業績を勘案しつつ株主への利益還元を図ってまいります。また内部留保にも意を配り、長期的に安定した経営基盤を確保するとともに、積極的な研究開発投資を行い会社の競争力を高め、また財務体質の強化を図ることにより、企業価値の向上に努めてまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(平成20年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	27,401,659	<b>流動負債</b>	6,302,509
現金及び預金	12,458,747	支払手形及び買掛金	3,522,533
受取手形及び売掛金	7,769,512	短期借入金	209,386
有価証券	500,000	一年内返済長期借入金	12,556
たな卸資産	5,913,453	未払金	654,189
繰延税金資産	575,722	未払法人税等	717,644
その他	250,983	賞与引当金	149,123
貸倒引当金	△ 66,760	繰延税金負債	15
<b>固定資産</b>	10,075,335	その他	1,037,059
<b>有形固定資産</b>	6,740,020	<b>固定負債</b>	2,443,401
建物及び構築物	3,328,334	長期借入金	6,278
機械装置及び運搬具	340,055	退職給付引当金	1,928,950
工具器具及び備品	653,817	繰延税金負債	1,927
土地	2,413,815	その他	506,245
建設仮勘定	3,996	<b>負債合計</b>	8,745,910
<b>無形固定資産</b>	416,485	<b>純資産の部</b>	
ソフトウェア	272,848	<b>株主資本</b>	27,740,537
その他	143,636	資本金	5,279,847
<b>投資その他の資産</b>	2,918,829	資本剰余金	6,866,382
投資有価証券	1,940,748	利益剰余金	16,152,755
長期貸付金	38,208	自己株式	△ 558,447
繰延税金資産	584,052	評価・換算差額等	266,673
その他	355,820	<small>その他有価証券評価差額金</small>	491,338
		<small>為替換算調整勘定</small>	△ 224,664
		少数株主持分	723,873
		<b>純資産合計</b>	28,731,084
<b>資産合計</b>	37,476,994	<b>負債純資産合計</b>	37,476,994

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 連 結 損 益 計 算 書

(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		37,509,996
売 上 原 価		19,455,565
売 上 総 利 益		18,054,431
販売費及び一般管理費		13,841,993
営 業 利 益		4,212,438
営 業 外 取 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	100,833	
雑 収 入	141,369	242,203
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	26,183	
雑 損 失	320,729	346,912
経 常 利 益		4,107,729
特 別 損 失		
の れ ん 一 括 償 却 額	497,085	497,085
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,610,643
法人税、住民税及び事業税	1,484,362	
法 人 税 等 調 整 額	12,721	1,497,084
少 数 株 主 利 益		83,674
当 期 純 利 益		2,029,884

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
平成19年3月31日残高	5,279,847	6,866,382	14,817,038	△ 545,400	26,417,868
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 694,166		△ 694,166
当期純利益			2,029,884		2,029,884
自己株式の取得				△ 13,047	△ 13,047
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,335,717	△ 13,047	1,322,669
平成20年3月31日残高	5,279,847	6,866,382	16,152,755	△ 558,447	27,740,537

	評価・換算差額等			少数株主 持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高	919,298	△ 283,685	635,613	681,479	27,734,960
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△ 694,166
当期純利益					2,029,884
自己株式の取得					△ 13,047
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△ 427,960	59,020	△ 368,939	42,393	△ 326,546
連結会計年度中の変動額合計	△ 427,960	59,020	△ 368,939	42,393	996,123
平成20年3月31日残高	491,338	△ 224,664	266,673	723,873	28,731,084

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。



## 連結注記表

### [連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記]

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 20社

主要な連結子会社の名称

(国内) アコース(株)、バスコ(株)、タケックス(株)

TOAエンジニアリング(株)、(株)ジーベック

(海外) TOA ELECTRONICS, INC. [米国]、TOA CANADA CORPORATION [カナダ]

TOA CORPORATION(UK)LIMITED [英国]、TOA Electronics Europe G.m.b.H. [ドイツ]

TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION [台湾]、TOA (HONG KONG) LIMITED [香港]

TOA (CHINA) LIMITED. [中国]、TOA ELECTRONICS PTE LTD [シンガポール]

TOA ELECTRONICS (M) SDN. BHD. [マレーシア]、BBM ELECTRONICS GROUP LIMITED [英国]

TOA VIETNAM CO.,LTD. [ベトナム]、PT. TOA GALVA INDUSTRIES. [インドネシア]

PT. TOA GALINDRA ELECTRONICS. [インドネシア]、得洋電子工業股份有限公司 [台湾]

得技電子(深圳)有限公司 [中国]

なお、PT. TOA GALINDRA ELECTRONICS. については、平成19年6月に、TOA ELECTRONICS (M) SDN. BHD. については平成20年3月に新規設立したことに伴い、当連結会計年度から連結子会社に含めております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社 なし

(2) 持分法を適用していない関連会社

持分法を適用していない関連会社(池上金属(株))は、連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社は在外子会社15社で、いずれも決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当っては、それぞれの決算日現在の財務諸表を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な連結会社間取引について連結決算上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの：決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの：移動平均法による原価法

②デリバティブ取引により生じる債権及び債務

：時価法

③たな卸資産

商品(在外販売子会社)：主として先入先出法による低価法

製 品：主として月次総平均法による原価法

仕掛品及び原材料：総平均法による原価法(ただし、一部の原材料については最終仕入原価法)

貯 蔵 品：最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産：定率法(ただし、在外子会社、当社の建物・建物附属設備については定額法)

(会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当連結会計年度から、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。これに伴い、前連結会計年度と同一の方法による場合と比べ、売上総利益が13,033千円、営業利益が16,752千円、経常利益が16,752千円、税金等調整前当期純利益が16,752千円それぞれ減少しております。

(追加情報)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度から、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費を含めて計上しております。当該変更に伴う損益に与える影響は、前連結会計年度と同一の方法による場合と比べ、売上総利益が10,577千円、営業利益が28,409千円、経常利益が28,409千円、税金等調整前当期純利益が28,409千円それぞれ減少しております。

無形固定資産：定額法

長期前払費用：定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金：従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、国内子会社において、支給見込額基準により計上しております。

退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

なお、国内子会社及び在外子会社の一部については、小規模企業における簡便法を採用しております。

(4) 重要なリース取引の処理方法

当社及び国内子会社では、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については全面時価評価法を採用しております。

(6) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

金額の重要な投資消去差額は、適正期間にわたり每期均等額を償却しており、金額が僅少な場合、発生年度の損益としております。

なお、BBM ELECTRONICS GROUP LIMITED買収に伴う投資消去差額は、重要性から20年間にわたり每期均等額を償却しております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

BBM ELECTRONICS GROUP LIMITEDののれんについては、従来20年間で均等償却することとしておりましたが、当連結会計年度末に当該株式を減損処理することに伴い、その未償却残高497,085千円を一括償却し、特別損失として計上しております。

**【連結貸借対照表に関する注記】**

1. 有形固定資産の減価償却累計額 7,878,524千円
2. 有形固定資産の減損損失累計額  
該当事項はありません。

**【連結株主資本等変動計算書に関する注記】**

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数 (単位：株)

株式の種類	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	35,536,635	—	—	35,536,635

2. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	347,125	10.00	平成19年 3月31日	平成19年 6月29日
平成19年10月31日 取締役会	普通株式	347,041	10.00	平成19年 9月30日	平成19年 12月3日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	346,984	10.00	平成20年 3月31日	平成20年 6月30日

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
たな卸資産	300,285千円
繰越欠損金	122,421千円
未払事業税額	52,304千円
未払費用	157,667千円
貸倒引当金	31,129千円
退職給付引当金	747,805千円
長期未払金（役員退職慰労金）	28,658千円
投資有価証券評価損	62,758千円
減損損失	2,031千円
その他	47,980千円
繰延税金資産 小計	1,553,042千円
評価性引当額	△ 121,375千円
繰延税金資産 合計	1,431,667千円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	146,230千円
子会社留保利益	122,550千円
その他	5,055千円
繰延税金負債 合計	273,835千円
繰延税金資産の純額	1,157,831千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の原因となった主な項目別の内訳

国内の法定実効税率 (調整)	40.6%
永久に損金に算入されない項目	0.9%
永久に益金に算入されない項目	△ 0.6%
連結子会社の税率差異	△ 3.2%
住民税均等割額	1.4%
子会社留保利益の税効果	1.2%
のれん償却額	6.2%
試験研究費の特別税額控除	△ 4.2%
外国税額控除	△ 0.3%
その他	△ 0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.5%

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額	807円16銭
2. 1株当たり当期純利益	58円49銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

[退職給付会計に関する注記]

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度、企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。

なお、当社は、退職金制度の60%相当額について適格退職年金制度を採用し、残額については退職一時金を充当しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

イ. 退職給付債務	△ 5,891,437
ロ. 年金資産	3,181,835
ハ. 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	△ 2,709,602
ニ. 未認識数理計算上の差異	780,652
ホ. 未認識過去勤務債務	—
ヘ. 連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ+ホ)	△ 1,928,950
ト. 前払年金費用	—
チ. 退職給付引当金 (ヘ-ト)	△ 1,928,950

(注) 「退職給付引当金」及び「前払年金費用」は、当社及び連結子会社の個別貸借対照表の表示上両者がネットされた金額をベースにそれぞれ合算した金額であります。なお、個別ベースでネットした額は当連結会計年度末214,102千円であります。また、国内連結子会社及び海外連結子会社の一部は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

イ. 勤務費用	270,797
ロ. 利息費用	141,837
ハ. 期待運用収益	△ 133,897
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	78,977
ホ. 過去勤務債務の費用処理額	—
ヘ. 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	357,714

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付債務費用は、「イ. 勤務費用」に計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.50%
ハ. 期待運用収益率	4.00%
ニ. 過去勤務の額の処理年数	—
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	10年

(注) 連結注記表における記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	18,037,711	<b>流動負債</b>	2,981,429
現金及び預金	7,483,406	支払手形	203,409
受取手形	1,815,874	買掛金	1,178,468
売掛金	5,314,739	短期借入金	30,000
有価証券	500,000	未払金	447,157
製品	2,196,332	未払法人税等	469,963
原材料	317,471	未払費用	575,896
貯蔵品	70,302	その他	76,533
前払費用	50,372	<b>固定負債</b>	2,171,633
繰延税金資産	222,402	長期預り金	376,675
未収入金	50,742	退職給付引当金	1,731,658
その他	64,494	長期未払金	63,300
貸倒引当金	△ 48,428	<b>負債合計</b>	5,153,063
<b>固定資産</b>	10,671,872	<b>純資産の部</b>	
<b>有形固定資産</b>	4,976,220	<b>株主資本</b>	23,065,182
建物	2,425,538	資本金	5,279,847
構築物	30,787	資本剰余金	6,808,739
機械装置	6,005	資本準備金	6,808,739
車両運搬具	58	<b>利益剰余金</b>	11,535,043
工具器具及び備品	283,726	利益準備金	679,752
土地	2,230,104	その他利益剰余金	10,855,291
<b>無形固定資産</b>	307,746	別途積立金	2,930,000
電話加入権	25,689	繰越利益剰余金	7,925,291
ソフトウェア	238,149	<b>自己株式</b>	△ 558,447
その他	43,906	評価・換算差額等	491,338
<b>投資その他の資産</b>	5,387,906	その他有価証券評価差額金	491,338
投資有価証券	1,939,337		
関係会社株式	1,693,830		
関係会社出資金	597,729		
長期貸付金	238,318		
敷金	226,835		
長期前払費用	9,000		
繰延税金資産	658,567		
その他	24,287		
<b>資産合計</b>	28,709,584	<b>純資産合計</b>	23,556,520
		<b>負債純資産合計</b>	28,709,584

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		29,649,136
売 上 原 価		16,977,908
売 上 総 利 益		12,671,227
販売費及び一般管理費		10,075,785
営 業 利 益		2,595,442
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	146,041	
雑 収 入	126,012	272,054
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,662	
雑 損 失	301,747	307,410
経 常 利 益		2,560,087
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	1,037,088	1,037,088
税 引 前 当 期 純 利 益		1,522,998
法人税、住民税及び事業税	938,851	
法 人 税 等 調 整 額	135,562	1,074,413
当 期 純 利 益		448,584

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		
				別途積立金	繰越利益 剰余金		
平成19年 3月31日残高	5,279,847	6,808,739	6,808,739	679,752	2,930,000	8,170,874	11,780,626
事業年度中の変動額 剰余金の配当 当期純利益 自己株式の取得 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						△ 694,166 448,584	△ 694,166 448,584
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△ 245,582	△ 245,582
平成20年 3月31日残高	5,279,847	6,808,739	6,808,739	679,752	2,930,000	7,925,291	11,535,043

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年 3月31日残高	△ 545,400	23,323,812	919,298	919,298	24,243,110
事業年度中の変動額 剰余金の配当 当期純利益 自己株式の取得 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		△ 694,166 448,584			△ 694,166 448,584
	△ 13,047	△ 13,047			△ 13,047
			△ 427,960	△ 427,960	△ 427,960
事業年度中の変動額合計	△ 13,047	△ 258,630	△ 427,960	△ 427,960	△ 686,590
平成20年 3月31日残高	△ 558,447	23,065,182	491,338	491,338	23,556,520

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。



## 個 別 注 記 表

### [重要な会計方針に係る事項に関する注記]

#### 1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの：決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの：移動平均法による原価法

##### (2) たな卸資産

製 品：月次総平均法による原価法

原 材 料：総平均法による原価法（ただし、一部について最終仕入原価法）

貯 蔵 品：最終仕入原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物(建物附属設備含む)：定額法

建 物 以 外：定率法

(会計方針の変更)

法人税法の改正（(所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号)）に伴い、当事業年度から、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。これに伴い、前事業年度と同一の方法による場合と比べ、売上総利益が3,237千円、営業利益が6,956千円、経常利益が6,956千円、税引前当期純利益が6,956千円それぞれ減少しております。

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、当事業年度から、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。当該変更に伴う損益に与える影響は、前事業年度と同一の方法による場合と比べ、売上総利益が7,116千円、営業利益が24,948千円、経常利益が24,948千円、税引前当期純利益が24,948千円それぞれ減少しております。

無形固定資産：定額法

長期前払費用：定額法

3. 引当金の計上基準  
 貸倒引当金 : 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 退職給付引当金 : 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。
4. リース取引の処理方法 : リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
5. 消費税等の会計処理 : 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### [貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額 5,179,882千円
2. 有形固定資産の減損損失累計額  
 該当事項はありません。
3. 偶発債務  
 保証債務  
 関係会社の銀行借入金に対し、次の債務保証を行っております。

被保証者	保証金額 (外貨額)	被保証債務の内容
TOA ELECTRONICS, INC. (米国)	95,180千円 (US \$ 950千)	銀行の借入保証
PT. TOA GALVA INDUSTRIES. (インドネシア)	30,057千円 (US \$ 300千)	銀行の借入保証
TOA VIETNAM CO., LTD. (ベトナム)	13,776千円 (US \$ 137千)	銀行の借入保証
得技電子（深圳）有限公司（中国）	37,070千円 (US \$ 370千)	銀行の借入保証
計	176,083千円	

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- |        |             |
|--------|-------------|
| 短期金銭債権 | 1,563,552千円 |
| 長期金銭債権 | 200,110千円   |
| 短期金銭債務 | 1,013,138千円 |

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高	
売上高	7,113,672千円
仕入高等	14,420,142千円
営業取引以外の取引高	228,954千円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	838,202株

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
未払事業税額	43,881千円
未払費用	157,667千円
貸倒引当金	27,690千円
退職給付引当金	703,572千円
長期未払金 (役員退職慰労金)	25,718千円
関係会社株式評価損	565,302千円
投資有価証券評価損	62,758千円
減損損失	2,031千円
その他	3,878千円
繰延税金資産 小計	1,592,502千円

評価性引当額	△ 565,302千円
繰延税金資産 合計	1,027,200千円

(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	146,230千円

繰延税金資産の純額	880,970千円
-----------	-----------

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の原因となった主な項目別の内訳

国内の法定実効税率	40.6%
(調整)	
永久に損金に算入されない項目	1.4%
永久に益金に算入されない項目	△ 0.9%
住民税均等割額	3.3%
試験研究費の特別税額控除	△ 9.6%
外国税額控除	△ 0.8%
評価性引当額	37.1%
その他	△ 0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	70.5%

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	<u>工具器具及び備品</u>
取得価額相当額	120,314千円
減価償却累計額相当額	57,996千円
期末残高相当額	<u>62,318千円</u>

なお、取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

②未経過リース料期末残高相当額

1 年 内	25,145千円
1 年 超	37,172千円
計	<u>62,318千円</u>

なお、未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

③当事業年度の支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	27,493千円
減価償却費相当額	27,493千円

④減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

[関連当事者との取引に関する注記]

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注) 3	科目	期末残高
子会社	アコース(株)	所有 直接 100%	当社製品の 製造委託	音響機器の 仕入 (注) 1	製品仕入 3,243,515	買掛金	283,959
	TOA ELECTRONICS, INC.	所有 直接 100%	当社製品の 販売	音響・セキュリテイ 機器の販売 (注) 2	製品売上 1,526,005	売掛金	412,143
	TOA Electronics Europe G.m.b.H.	所有 直接 100%	当社製品の 販売	音響・セキュリテイ 機器の販売 (注) 2	製品売上 1,902,660	売掛金	500,019

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社製品の仕入価格については毎期、市場価格から算定した価格並びに子会社から提示された総原価を検討のうえ決定しております。
2. 当社製品の売上価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

[1株当たり情報に関する注記]

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 678円89銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 12円93銭  |

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

(注) 個別注記表における記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成20年5月23日

T O A 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 芝池 勉 ⑩

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 関口 浩一 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、T O A株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T O A株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成20年5月23日

T O A 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 芝池 勉 ⑩

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 関口 浩一 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、T O A株式会社  
の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第60期事業年度の計算  
書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別  
注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその  
附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から  
計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に  
準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属  
明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求め  
ている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及び  
その適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体として  
の計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査  
法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断して  
いる。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一  
般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びそ  
の附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において  
適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定によ  
り記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために必要となる体制その他株式会社業務の適正を確保するためにも、取締役会その他会社施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他の審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認められます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている株式会社支店に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認められます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認められます。

平成20年5月29日

TOA株式会社 監査役会

常勤監査役 齊藤 秀也 (印)  
監査役 井上 尚雄 (印)  
監査役 細川 喜信 (印)



# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### ・ 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元の充実を経営の優先課題の一つとして位置づけております。

利益配分に関しましては、安定的な配当を基本において、財務体質の強化をはかるとともに、業績動向を勘案しつつ株主への利益還元をはかってまいります。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額346,984,330円

なお、中間配当金として10円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり20円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年6月30日

**第2号議案** 定款一部変更および当社株式の大規模な買付行為への対応方針承認の件

当社は、平成20年2月15日開催の取締役会において、「当社株式の大規模な買付行為への対応方針（買収防衛策）」（詳細については事業報告(2)株式会社の支配に関する基本方針15頁から28頁までをご参照願います。）の導入を決議いたしました。本対応方針は同日付で効力が生じておりますが、本対応方針の導入に伴い、本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、当社定款に、本対応方針を株主総会の決議により定めることができる旨の規定等を新設する（変更案第17条）とともに、本対応方針についても本議案にて特別決議として承認を求めるものであります。

（下線部は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章：株主総会</p> <p>（新 設）</p>	<p>第3章：株主総会</p> <p>（株主総会決議事項）</p> <p><u>第17条</u></p> <p><u>株主総会においては、法令または本定款に別段の定めある事項をその決議により定めるほか、当会社株式の大規模な買付行為への対応方針をその決議により定めることができる。</u></p> <p>2. <u>前項における当会社株式の大規模な買付行為への対応方針とは、当会社が資金調達または業務提携などの事業目的を主要な目的とせず</u> <u>に新株または新株予約権の発行を行うことにより当会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、当会社株式の大規模な買付行為への対応方針としての新株または新株予約権の発行決議を行うなど当会社株式の大規模な買付行為への対応方針の具体的内容を決定することをいう。</u></p> <p>（以下、他の条文で引用される部分を含め、各条数を1条ずつ繰り下げる）</p>

### 第3号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役吉川隆典氏、西浦進氏、川野兼義氏が任期満了となります。

つきましては、今後の売上の拡大など会社発展の課題を踏まえて、経営陣を充実強化するため、1名を増員し、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1	吉川隆典 (昭和21年2月12日生)	昭和44年4月 当社入社 平成4年6月 当社取締役、管理本部長兼経営企画室長 平成7年6月 当社常務取締役、管理本部長兼経営企画室長 平成8年4月 当社常務取締役、管理本部長 平成9年4月 当社常務取締役 平成10年4月 当社常務取締役、アメリカ地域営業部長 平成10年6月 当社専務取締役、管理本部長 平成11年7月 当社専務取締役、プロサウンド事業推進部長 平成12年1月 当社代表取締役専務取締役、プロサウンド事業推進部長 平成12年4月 当社代表取締役専務取締役、管理本部長 平成13年10月 当社代表取締役専務取締役 平成14年6月 当社代表取締役社長(現任)	52,071株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の 株 式 数
2	西 浦 進 (昭和22年2月13日生)	昭和44年4月 当社入社 平成6年4月 当社システム開発本部シ ステム開発部長 平成7年9月 当社開発本部インテリ ジェントP A開発部長 平成9年4月 当社P Aシステム事業推 進部長 平成10年6月 当社取締役、P Aシステ ム事業推進部長 平成10年10月 当社取締役、コミュニケー ション事業推進部長兼セ キュリティ事業推進部長 兼通信開発部長 平成11年4月 当社取締役、コミュニ ケーション事業推進部長 兼セキュリティ事業推進 部長 平成12年4月 当社取締役、事業推進本 部長 平成13年4月 当社取締役、セキュリティ 事業部長 平成15年4月 当社取締役 平成16年10月 当社取締役、常務執行役 員、ビジネスユニット本 部長 平成18年4月 当社取締役、常務執行役 員、開発本部長 平成18年11月 当社取締役、常務執行役 員、セキュリティ開発本 部長兼技術本部長 平成19年4月 当社取締役、常務執行役 員、セキュリティ開発本 部長（現任）	21,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の 株 式 数
3	川 野 兼 義 (昭和26年3月24日生)	昭和44年4月 当社入社 平成4年4月 当社商品本部生産企画室 長 平成9年4月 PT. TOA GALVA INDUSTRIES. 副社長 平成12年4月 当社管理本部経理部長 平成15年4月 当社執行役員管理統括部 長 平成16年6月 当社取締役 平成16年10月 当社取締役、常務執行役 員、管理本部長 平成17年6月 当社取締役、常務執行役 員、海外営業本部長 平成19年4月 当社取締役、常務執行役 員、技術本部長 (現任)	17,000株
4	増 野 善 則 (昭和34年1月2日生)	昭和57年4月 当社入社 平成12年4月 TOA (HONG KONG) LIMITED社長 平成16年6月 当社海外営業統括部長 平成17年6月 当社執行役員営業本部 海外営業統括部長 平成18年11月 当社執行役員海外営業本 部海外営業部長 平成19年4月 当社執行役員海外営業本 部長 (現任)	2,000株

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役齊藤秀也氏が任期満了となります。

つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の 株式数
西川 寿生 (昭和25年2月23日生)	昭和48年4月 当社入社 平成17年9月 当社品質保証室長 平成19年4月 当社オーディオ開発本部 シニアプロダクトマネージャー (現任)	—

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上



# 株主総会会場ご案内

会 場 神戸市中央区港島中町七丁目2番1号

当社本店 XEBEC(ジーベック)ホール

電話 078(303)5620

交通機関 ポートライナー(北埠頭行き)中埠頭駅下車西側へ徒歩3分  
(三宮駅から約17分間)

